

練馬区の実施機関等が保有する個人情報の 適切な管理のための措置に関する指針

令和5年3月27日

4 練総情第1261号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、練馬区の実施機関等における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第1項に規定する保有個人情報の安全管理のために必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針で使用する用語は、個人情報保護法で使用する用語の例による。

2 この指針において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関等 練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月練馬区条例第46号）第4条第1項に規定する実施機関および練馬区議会議長をいう。
- (2) 部 練馬区組織条例（昭和40年4月練馬区条例第4号）第1条に規定する室および部、練馬区会計管理室設置規則（平成19年6月練馬区規則第74号）第1条に規定する室、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）第2条に規定する部、練馬区選挙管理委員会規程（昭和39年7月練馬区選挙管理委員会訓令甲第1号）第14条に規定する練馬区選挙管理委員会事務局、練馬区監査委員条例（昭和39年4月練馬区条例第3号）第6条に規定する練馬区監査事務局、練馬区農業委員会事務局処務規則（昭和48年12月練馬区農業委員会議決）第2条に規定する事務局ならびに練馬区議会事務局条例（昭和48年3月練馬区条例第9号）第1条に規定する事務局をいう。
- (3) 課 練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）第2条に規定する課および所、総合福祉事務所、清掃事務所、会計管理室、練馬区教育委員会事務局組織規則第2条に規定する課、学校教育支援センター、光が丘図書館、子ども家庭支援センター、練馬区選挙管理委員会規程第14条に規定する練馬区選挙管理委員会事務局、練馬区監査委員条例第6条に規定する練馬区監査事務局、練馬区農業委員会事務局処務規則第2条に規定する事務局ならびに練馬区議会事務局条例第1条に規定する事務局をいう。
- (4) 学校 練馬区立学校設置条例（昭和32年9月練馬区条例第8号）に規定する小学校および中学校ならびに練馬区立幼稚園条例（昭和49年12月練馬区条例第48号）に規定する幼稚園をいう。
- (5) 職員 第2号に規定する部に所属する職員をいう。
- (6) 教職員 学校に所属する教職員をいう。

- (7) 練馬区情報セキュリティポリシー 練馬区情報セキュリティに関する基本方針、練馬区情報セキュリティに関する要綱（平成20年3月31日19練企情第1686号）および練馬区情報セキュリティ対策基準（令和5年11月30日5練企情第2198号）の総称をいう。
- (8) 練馬区学校情報セキュリティポリシー 練馬区学校情報セキュリティに関する基本方針、練馬区学校情報セキュリティに関する要綱（平成28年2月15日27練教教第10789号）、練馬区学校情報セキュリティ対策基準（平成28年2月15日27練教教第10789号）の総称をいう。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 実施機関等を補佐し、実施機関等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する者として、総括保護管理者を置く。

- 2 総括保護管理者は、総務部を担当する副区長とする。
- 3 総括保護管理者は、つぎに掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期または随時に開催すること。
なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識および経験を有する者等の参加を求めることができる。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、練馬区における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

（保護管理責任者）

第4条 各部における保有個人情報の適切な管理を確保する者として、保護管理責任者を置く。

- 2 保護管理責任者は、練馬区情報セキュリティに関する要綱第17条第1項に規定する情報セキュリティ管理責任者が兼ねるものとする。
- 3 保護管理責任者は、各部における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。
- 4 保護管理責任者は、総括保護管理者が開催する委員会の構成員となることとする。

（保護責任者）

第5条 各課および学校における保有個人情報の適切な管理を確保する者として、保護責任者を置く。

- 2 保護責任者は、練馬区情報セキュリティに関する要綱第18条第1項に規定する情報セキュリティ責任者および練馬区学校情報セキュリティに関する要綱第16条第1項に規定する学校情報セキュリティ管理責任者が兼ねるものとする。

- 3 保護責任者は、各課および学校における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。
- 4 保護責任者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、前項の事務を行う。

(保護担当者)

- 第6条 保護責任者を補佐し、各課および学校における保有個人情報の管理に関する事務を担当する者として、保護担当者を置く。
- 2 保護担当者は、練馬区情報セキュリティに関する要綱第19条第1項に規定する情報セキュリティ担当者および練馬区学校情報セキュリティに関する要綱第17条第1項に規定する学校情報セキュリティ管理者が兼ねるものとする。
 - 3 保護担当者は、保護責任者を補佐し、各課および学校における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

- 第7条 保有個人情報の管理の状況について監査する者として、監査責任者を置く。
- 2 監査責任者は、総括保護管理者が部長または課長のうち監査の公平性を確保できる者から任命する。
 - 3 監査責任者は、練馬区における保有個人情報等の管理の状況について監査する。

第3章 教育研修

- 第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員および教職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 総括保護管理者は、保護管理責任者、保護責任者および保護担当者に対し、保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的を実施する。
 - 3 前2項に規定する教育研修は、練馬区情報セキュリティに関する要綱第25条に規定する「情報セキュリティに関する教育および啓発」および練馬区学校情報セキュリティに関する要綱第20条に規定する「情報セキュリティに関する研修および啓発」と兼ねることができる。
 - 4 保護責任者は、当該課の職員および学校の教職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員および教職員の責務

(職員および教職員の責務)

第9条 職員および教職員は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、関連する法令および規程等の定めならびに総括保護管理者、保護管理責任者、保護責任者および保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(個人情報ファイルの保有等に関する手続)

第10条 保護責任者は、個人情報ファイル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを含む。以下同じ。）を保有しようとするときまたは保有をやめたときは、速やかにその旨を情報公開課長に届け出なければならない。

2 保護責任者は、練馬区個人情報の保護に関する規則（令和5年3月練馬区規則第27号）第21条第1項第2号および第3号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を情報公開課長に協議しなければならない。

3 情報公開課長は、前項の規定による協議があったときは、練馬区個人情報保護運営委員会設置要綱（令和5年3月20日4練総情第1450号）第1条に規定する練馬区個人情報保護運営委員会への発議に関する検討を行い、その結果を保護責任者に通知する。

(アクセス制限)

第11条 保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員および教職員の範囲と権限の内容を、当該職員および教職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員および教職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第12条 職員および教職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護責任者は、つぎの行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員および教職員は、保護責任者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正)

第13条 職員および教職員は、保有個人情報の内容に誤りを発見した場合には、保護責任者の指示に従い、訂正等を行う。

(誤送付等の防止)

第14条 職員および教職員は、保有個人情報を含む電磁的記録または媒体の誤送信・誤送、誤交付、またはウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員および教職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用および保管等の取扱いの状況について記録する。

(外的環境の把握)

第16条 保有個人情報、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第17条 職員および教職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

(物理的安全管理措置および技術的安全管理措置)

第18条 この指針のほか、保有個人情報の取扱いに当たり講じる安全管理措置については、練馬区情報セキュリティポリシー、練馬区学校情報セキュリティポリシー、練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針（令和8年3月25日7練教教第1987号）、練馬区選挙管理委員会情報セキュリティ基本方針（令和8年2月25日7練選第1169号）、練馬区監査委員情報セキュリティ基本方針（令和8年2月25日監査委員決定）、練馬区農業委員会情報セキュリティ基本方針（令和8年3月11日7練農第618号）、または練馬区議会情報セキュリティ基本方針（令和8年3月13日7練議第848号）による。

第6章 保有個人情報の提供

(保有個人情報の提供)

- 第19条 保護責任者は、個人情報保護法第69条第1項ならびに第2項第3号および第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合には、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲および記録項目および利用形態等について提供先から書面（電磁的記録を含む。）により提出を受けなければならない。
- 2 保護責任者は、法第69条第2項第3号および第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前または随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護責任者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前項に規定する措置を講ずる。

第7章 個人情報の取扱いの委託

（業務の委託等）

- 第20条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する（指定管理者制度における指定管理者に管理させる場合を含む。以下同じ。）場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、つぎの事項を明記するとともに、委託先における責任者および業務従事者の管理体制および実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。
- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限または事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去および媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令および契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項および委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制および実施体制や個人情報の管理の状況について、年1回以上確認する。

- 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先により上記同条第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じてまたは委託元自らが第3項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- 6 保有個人情報を提供し、または業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部または一部を削除し、または別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第8章 サイバーセキュリティの確保

第21条 個人情報を取り扱い、または情報システムを構築し、もしくは利用するに当たり、サイバーセキュリティの水準を確保するために講じる措置は、練馬区情報セキュリティポリシー、練馬区学校情報セキュリティポリシー、練馬区教育委員会情報セキュリティ基本方針、練馬区選挙管理委員会情報セキュリティ基本方針、練馬区監査委員情報セキュリティ基本方針、練馬区農業委員会情報セキュリティ基本方針、または練馬区議会情報セキュリティ基本方針による。

第9章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告および再発防止措置)

- 第22条 漏えい等の保有個人情報の事故または事故の発生のおそれを認識した場合に、その事故等を認識した職員および教職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護責任者に報告しなければならない。
- 2 事故等が発生したときは、職員は、練馬区情報セキュリティ事故等管理要領（平成24年23練企情第1569号）の規定に基づき、教職員は、練馬区学校情報セキュリティ事故等管理要領（平成29年28練教教第10526号）の規定に基づき、必要な対応を行わなければならない。

(個人情報保護委員会への報告)

- 第23条 総括保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって個人情報保護委員会への報告を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

第10章 監査および点検の実施

(監査)

第24条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、区における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、および必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第25条 保護責任者は、各課における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、および必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価および見直し)

第26条 総括保護管理者、保護責任者等は、監査または点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

付 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月30日7練総情第1626号）

この指針は、令和8年4月1日から施行する。